

2018年10月11日 全12頁

## 会社法改正に向けた議論の動向②

### 取締役報酬、社債管理、株式交付など

金融調査部 主任研究員  
横山 淳

#### [要約]

- 法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での会社法制（企業統治等関係）の見直しに向けた議論が大詰めを迎えている。
- 株主総会関連以外では、主な項目として、①役員への適切なインセンティブの付与（株式報酬、取締役の個人別報酬、D&O保険、会社補償など）、②社債の管理、③株式交付制度などが盛り込まれている。
- 近日中に、要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出されるものと思われる。

#### はじめに

会社法改正に向けた法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での議論が大詰めを迎えている。2018年2月14日に「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）がとりまとめられた後<sup>1</sup>、パブリックコメントを経て、寄せられた意見などを踏まえて議論が深められ、8月29日開催の第16回会議では「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案のたたき台」（以下、要綱案たたき台）が提出されている。

近日中に要綱案がとりまとめられ、2019年通常国会に改正法案が提出されるものと思われる。

今回の会社法改正に向けた議論は、2017年2月の法務大臣諮問を受けたものであり、スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの制定・改訂や、政府の施策（日本再興戦略、未来投資戦略など）を踏まえて、コーポレートガバナンスのさらなる強化のための会社法の見直しを行うものと評価できるだろう。

<sup>1</sup> 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900348.html>）に掲載されている。同サイトには、法務省民事局参事官室作成の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）も掲載されている。

コーポレートガバナンス関連の改正以外にも、例えば、社債の管理や株式交付といった実務上の要請に対応する見直しも盛り込まれている。

要綱案たたき台の全体構成は、中間試案と同様、次のようになっている。

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 第1部 | 株主総会に関する規律の見直し      |
| 第1  | 株主総会資料の電子提供制度       |
| 第2  | 株主提案権               |
| 第2部 | 取締役等に関する規律の見直し      |
| 第1  | 取締役等への適切なインセンティブの付与 |
| 第2  | 社外取締役の活用等           |
| 第3部 | その他                 |
| 第1  | 社債の管理               |
| 第2  | 株式交付                |
| 第3  | その他                 |

本稿では、これらのうち「第2部 取締役等に関する規律の見直し」、「第3部 その他」の主なポイントを紹介する。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

## 1. 取締役等に関する規律の見直し

### (1) 取締役等への適切なインセンティブの付与

要綱案たたき台における「取締役等への適切なインセンティブの付与」の内容は、大きく「取締役の報酬等」、「役員等賠償責任保険契約」、「会社補償」に分類される。

#### (A) 取締役の報酬等

##### 【ポイント】

- |  |
|--|
| <p>①「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」（報酬等の決定方針）を定めているときは、取締役報酬議案を提出した取締役は、その株主総会において、その方針の内容の概要、提出した議案がその方針に沿うものである理由を説明しなければならない。</p> <p>②次の株式会社においては、取締役会は、報酬等の決定方針を決定しなければならない（注1）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社であるものに限る）であって、有価証券報告書の提出義務があるもの</li> <li>・ 監査等委員会設置会社</li> </ul> |
|--|

③株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項の明確化

④上場会社においては、上記③の株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（注2）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容について定款の定め又は株主総会決議がないときは、株主総会決議による取締役（例えば、代表取締役）への授権がない限り、取締役会の決議によって定めなければならない（代表取締役等への再一任はできない）。（注3）

⑥公開会社における事業報告による会社役員の報酬等の情報開示の拡充

（注1）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会社法409条1項）。

（注2）指名委員会等設置会社の場合、執行役又は取締役。

（注3）要綱案たたき台では、まだ検討中の事項とされている。

コーポレートガバナンス・コード（原則4-2）などを踏まえ、インセンティブ付与としての取締役報酬に関心が寄せられる中、要綱案たたき台は、適切なインセンティブ付与の観点から、会社法上の取締役等の報酬に関する規定の見直しを行うこととしている。

本来、会社法上、取締役の報酬等については、定款又は株主総会決議によって、その額、算定方法などを定める必要がある（会社法361条）。しかし、実際には、わが国上場企業における取締役の報酬等について、株主総会では取締役全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めて、各取締役への配分は取締役会に委任する、さらには代表取締役に再一任するといった事例がよく見られる。こうした実態を踏まえて、取締役の報酬の決定のあり方に、一定のガバナンスを利かせようというのが、①②⑤の見直しである。

まず、①②は「報酬等の決定方針」に関する見直しである。

そのうち①は、株主総会における説明責任を強化するものである。すなわち、取締役報酬議案を株主総会に提出するに当たって、その議案の内容が「報酬等の決定方針」に沿ったものであることの説明が、議案を提出する取締役に義務付けられることとなる。

②は、中間試案の段階ではなく、要綱案たたき台で新たに設けられた事項である。

現行法の下では、指名委員会等設置会社に対しては（取締役及び執行役の）「個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めることが義務付けられている（会社法409条1項）。しかし、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社に対しては、こうした義務は課されていない。

要綱案たたき台では、監査役会設置会社（会社法上の公開会社、かつ、大会社、かつ、有価証券報告書の提出義務会社であるものに限る）及び監査等委員会設置会社に対しても取締役会による「報酬等の決定方針」の決定を義務付けることとしている。これは、コーポレートガバナンス・コードが、経営陣の報酬について、適切なインセンティブ付けを行うべきことや（原則4-2）、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきこ

と（補充原則 4-2①）とも整合的な見直しであると言えるだろう。

⑤は、取締役の個人別報酬の内容の決定の代表取締役等への再一任に一定の制限を設けようというものである。こうした事例は、利益相反上の問題が生じやすいとの指摘を受けたものである。

それ以外の項目のうち、③、④は、取締役に対するインセンティブ付与の代表例と言われる株式報酬、新株予約権報酬について、その手続の明確化や見直しを行うものである。

⑥は取締役報酬に関する開示の拡充を求めるものである。なお、特に関心の高かった「個人別の報酬等の開示」は、ここには盛り込まれていない。

## (B) 役員等のために締結される保険契約（役員等賠償責任保険契約（いわゆる D & O 保険））

**役員等賠償責任保険（いわゆる D & O 保険）**とは、一般に、役員等に対して、損害賠償請求（例えば、株主代表訴訟）がなされた場合に、その役員等が負担する損害賠償金などを、一定の範囲で補填する内容の会社と保険会社との間の契約をいう。現行会社法では、D & O 保険に関する特段の定めは設けられておらず、主に実務の中で発展、普及している。

### 【ポイント】

会社法上、役員等賠償責任保険契約に関する明文の規定を設ける。

- ①役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（注）によらなければならない。
- ②役員等賠償責任保険契約のうち、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制等を適用しない。
- ③会社法上の公開会社は、事業報告において、役員等賠償責任保険契約に関する事項を開示しなければならない。

（注）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

要綱案たたき台では、役員等賠償責任保険の定義を次のように定めている。中間試案と比較すると、法務省令により、適用対象外となる保険の種類を明示することが明らかにされている。

◇株式会社が保険料を支払うことを約する保険契約のうち、次に掲げるもの

ア 役員等を被保険者とするものであって、役員等がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とするものであって、役員等が受けたアの損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

◇ただし、法務省令で定めるものは除く。具体的には、いわゆる生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険、自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等に係る保険契約が（D&O 保険に該当しないものとして）想定されている。

D&O 保険には、役員等が損害賠償責任を過度に恐れて職務の執行が委縮することを防止する効果（適切なリスクテイクを促す効果）や、会社が優秀な人材を確保しやすくなる効果が期待されている。その一方で、会社と役員等との間の利益相反の問題や、保険契約の内容によっては、役員等にモラルハザードが生じる危険性が指摘されている。

要綱案たたき台は、こうした指摘を踏まえて、会社法上、D&O 保険に関する規定を設けて、同保険の締結が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしているのである。

なお、③の D&O 保険の開示に関しては、保険金額や保険給付金額などの開示の可否を巡って議論があるようだ。

### (C) 補償契約（会社補償）

**会社補償**とは、一般に、役員等が訴訟や当局の調査などの対象になった場合に、その役員等が負担する手続費用や損害賠償金などを、一定の範囲で会社が補償したり、立て替えたりすること（あるいは、そうした内容の契約を会社と役員等との間で結ぶこと）を意味する。

#### 【ポイント】

会社法上、補償契約に関する明文の規定を設ける。

- ①補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注）によらなければならない。
- ②会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。
- ③補償相当金額の会社による事後的な返還請求、補償の実行についての取締役会報告など
- ④会社法上の公開会社は、事業報告において、補償契約に関する事項を開示しなければならない。

（注）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

要綱案たたき台では、補償契約により会社が補償できる費用等の範囲を図表 1 のように定めている。

会社補償についても、前記（B）の役員等賠償責任保険（D&O 保険）と同様、会社と役員等との間の利益相反の問題や、補償契約の内容によっては、役員等にモラルハザードが生じる危険性が指摘されている。要綱案たたき台は、会社法上、会社補償に関する規定を設けて、会社

と役員等の間での会社補償契約が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしているのである。

**図表 1 補償契約により会社が補償できる費用等の範囲**

補償できる費用等	補償することができない費用等
(a) いわゆる防御費用 ◇役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用	◇左記の費用のうち相当と認められる額を超える部分
(b) 損害賠償金及び和解金 ◇役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 (ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生じる損失 (イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生じる損失	◇株式会社が左記の損害を賠償するとすれば、当該役員等が当該株式会社に対して任務懈怠責任を負う場合…損失のうち任務懈怠責任に係る部分 ◇役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより左記の損害賠償責任を負う場合・・・損失の全部

(出所) 要綱案たたき台に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、④の補償契約の開示に関しては、実際に補償を受けた者や補償金額などの開示の要否を巡って議論があるようだ。

## (2) 社外取締役の活用等

### 【ポイント】

#### ①業務執行の社外取締役への委託

- a. 利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる。その社外取締役は、委託を受けた行為を行ったとしても、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない。
- b. 業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、上記 a. により社外取締役に委託することはできない。

#### ②社外取締役を置くことの義務付け（両論併記）

（A案）監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であ

って、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない。

(B案) 上記の見直しを行わない。

①は、社外取締役の要件、特に業務執行との関係を明確化しようというものである。

すなわち、社外取締役が業務執行を行うと、「社外」要件を満たさなくなる（会社法 2 条 15 号イ）。言い換えれば、社外取締役が、社外取締役であり続けるためには、業務執行を行ってはならないこととなる。ところが、実際には、社外取締役が会社の業務活動に関与しているとみられかねない状況が存在する。例えば、MBO の際、買収対象会社の経営陣は、同時に買収者でもあって、会社や株主との間で利益相反の立場になる。そのため、「実務上、取引の公正さを担保する措置として、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、買収者（筆者注：すなわち、対象会社の経営陣）との間で交渉を行う場合等があるが、社外取締役がこのような行為をしたことが『業務を執行した』に該当するか否か」<sup>2</sup>といった疑問が生じることとなる。こういった問題を踏まえ、「社外取締役に期待される行為について、いわゆるセーフ・ハーバー・ルール」<sup>3</sup>を設けるとするのが、①の趣旨である。

その一方で、「業務執行取締役の指揮命令の下に施行する業務」については、社外取締役に委託することはできないとされている（①b）。要綱案たたき台などに明確な説明はないが、こうした業務活動を行うとなると、社外取締役が実質的に業務執行者の指揮命令下に置かれることとなるため、問題が大きいという趣旨であろう。

②は、一定の会社に対する社外取締役の選任義務化である。要綱案たたき台は、まだ両論併記のままであり、最終的な要綱案で、どのように決着するかが注目される。もっとも、2017 年時点で既に東京証券取引所上場会社の 96.9%が社外取締役を選任している現状<sup>4</sup>を踏まえれば、いずれにせよ、上場会社全体への影響は限定的だろう。

これらのほか、中間試案では、監査役設置会社にも、監査等委員会設置会社と同様、取締役会で決議すべき重要な業務執行の決定の一部を担当の取締役へ委任することを可能としようという見直し（いわゆるモニタリング・ボード）が盛り込まれていた。しかし、要綱案たたき台では削除されている。モニタリング・ボード化するのであれば、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社に移行すればよい、機関設計の選択肢が複雑化し、分かりにくくなる、提案では、取締役の過半数が社外取締役であることが要件とされており、実務で利用されるとは考えにくい、などの意見<sup>5</sup>を踏まえたものと思われる。

<sup>2</sup> 会社法制（企業統治等関係）部会第 5 回会議（2017 年 9 月 6 日） 部会資料 6 「社外取締役を置くことの義務付け等に関する論点の検討」（以下、部会資料 6）p. 2。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html>

<sup>3</sup> 補足説明 p. 41。

<sup>4</sup> 会社法制（企業統治等関係）部会第 5 回会議（2017 年 9 月 6 日） 参考資料 19 東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び社外取締役を置くことが相当でない理由の開示状況について」p. 3。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html>

<sup>5</sup> 会社法制（企業統治等関係）部会第 11 回会議（2018 年 5 月 9 日） 部会資料 18 「『会社法制（企業統治等関

## 2. その他

### (1) 社債の管理

#### 【ポイント】

##### ①社債管理補助者

- a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。
- b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。
- c. 社債管理補助者は、次の権限を有する。
  - ・ 社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限
  - ・ 委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領などの権限（注1）
  - ・ 社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限
- d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない。
- e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。
- f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- g. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様の者（銀行、信託会社など）に加え、弁護士及び弁護士法人を加えることが想定されている（注2）。
- h. 社債管理補助者は、次の場合に辞任できる。
  - (イ) 社債発行会社及び社債権者集会の同意による辞任。この場合、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。
  - (ロ) 委託契約に定めた事由による辞任。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがあることが要件。
  - (ハ) やむを得ない事由に基づく、裁判所の許可を得た辞任。
- i. 裁判所は、義務違反、事務処理に不適任その他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、社債管理補助者を解任できる。
- j. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合、社債発行会社は、事務を承継

係) の見直しに関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」 pp. 107-112  
(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900352.html>) など参照。

する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない（注3）。

- ・ 上記 g. の資格に該当しなくなったとき。
- ・ 上記 h. (ハ)により辞任したとき。
- ・ 上記 i. により解任されたとき。
- ・ 死亡し、又は解散したとき。

## ②社債権者集会

- a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする。
- b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。

（注1）委託契約に基づく権限には、社債の全部についてするその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

（注2）法務省令で指定することが想定されている。なお、証券会社は、担い手として想定されていない。

（注3）この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）を設けることが①のポイントである。

本来、社債権者保護の観点から、会社が社債を発行する際には、社債管理者の設置が強制される。しかし、例外として、各社債の金額（額面）が1億円以上の場合などには設置義務が免除されている。その結果、実際には、例外規定を活用して社債管理者を設置していない社債（社債管理者不設置債）の発行が多数を占めており、近年、こうした社債管理者不設置債のデフォルトが発生し、「社債権者に損失や混乱が生ずるという事例が見られた」<sup>6</sup>とされる。

社債管理者は、社債管理を行う上で広範な権限（「必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限」）を有している（会社法705条）。しかし、その反面、社債管理者には、公平誠実義務、善管注意義務、損害賠償責任などの厳格な義務・責任が課されている（会社法704、710条）。こうした厳格な義務・責任があるため、社債管理者の設置コストが高くなることや、なり手の確保が難しいことが、前述の問題の背景にあると考えられている。

こうした問題を踏まえ、2010年以来、日本証券業協会において、権限・責任を限定した社債管理の仕組みについて検討が行われた。その結果、2016年には、（法律に基づかない）契約ベースの実務上の工夫として、「社債権者補佐人制度」が提案された。社債権者補佐人は、その権限を、平時における発行会社からのコベナントの遵守状況等の通知の受領や、デフォルトが発生した場合等、すなわち有事における社債権者への通知や、個々の社債権者からの委任に基づく債権の届出などに限定する代わりに、契約等に定めた内容以上の義務を、原則、負わないとする仕組みである。これによって、平時・有事における権限・責任を社債権者にとって必要最低

<sup>6</sup> 補足説明 p. 46。

限のものに限定する代わりに、その必要最低限の機能を十分に発揮させようというわけである<sup>7</sup>。もともと、現行法を前提とする限り、例えば、有事において、(個別の社債権者の委任なしに)すべての社債権者の代理人として破産手続等において債権の届出等を行うことなど、社債管理上、重要な機能を果たすことが困難であるといった限界も明らかとなった。

そこで、法改正を通じて、社債権者のために破産手続等において債権の届出ができること(①c.)や、社債権者のために行動するとき個別の社債権者を示す必要はないこと(①e.)を明確化している。加えて、委任契約の定めにより裁量の範囲を限定できること(①c.)などから、「社債管理者と比べて義務違反が問われ得る場合は限定的である」<sup>8</sup>ように工夫されている。

中間試案と比較すると、弁護士・弁護士法人も社債管理補助者となれる方向性が示されたこと(①g)、社債管理補助者の辞任、解任、事務の承継の仕組みが、現行の社債管理者に準じて整備されること(①h、i、j)などの変更点が指摘できる。

## (2) 株式交付

### 【ポイント】

他の会社を子会社とするために、その株式を譲り受け、それと引換えに自社の株式を交付するための手続(株式交付)を整備する。株式交付を実施する場合、会社法199条1項(新株発行等)の手続は不要である。

- ①譲り受ける子会社となる会社(株式交付子会社)の株式の数の下限、交付する親会社となる会社(株式交付親会社)の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を定める。
- ②株式交付親会社は、①の株式交付計画について、株主総会の特別決議による承認が必要。
- ③株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者(株式交付子会社の株主)に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない(注)。
- ④株式交付親会社の株主、債権者保護のため、①の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。
- ⑤効力発生日において、申込みのあった株式交付子会社の株主は、株式交付親会社の株主となり、株式交付親会社は、申込みのあった株式交付子会社の株主の株式を取得する。

(注) 通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することなども可能とすることが予定されている(法務省令で対応予定)。

他の会社を子会社化する手続としては、現行会社法上、株式交換手続がある。ただ、株式交

<sup>7</sup> 背景には、社債市場活性化のため、社債権者の保護を図ると共に、社債発行者の裾野を広げたいという意図もある。

<sup>8</sup> 補足説明 p. 48。

換手続は、株主総会など所定の手続を経た上で、対象会社の全株主から強制的に株式を取得する手法、つまり、100%子会社化のための手法である。

要綱案たたき台の株式交付制度は、あくまでも申込みのあった対象会社（株式交付子会社）の株主からのみ、株式を取得することで、対象会社を子会社化する手法である。特に上場会社の場合、いわゆる自社株式対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定される<sup>9</sup>。

なお、株式交付子会社（被買収会社）としては、わが国の株式会社のほか、これと同種の外国会社も対象とすることが想定されている。他方、株式交付親会社（買収会社）については、わが国の株式会社のみが想定されている。つまり、「内⇒内」、「内⇒外」の子会社化には利用できるが、「外⇒内」の子会社化には、直接は利用できないものと思われる<sup>10</sup>。

### (3) その他

これまで取り上げた項目以外にも、例えば、次のものが要綱案たたき台に盛り込まれている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解</li> <li>②議決権行使書面の閲覧等</li> <li>③株式の併合等に関する事前開示事項</li> <li>④新株予約権に関する登記</li> <li>⑤代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限</li> <li>⑥会社の支店の所在地における登記の廃止</li> <li>⑦取締役等の欠格条項（成年被後見人又は被保佐人）の削除及びこれに伴う規律の整備</li> </ul> |
|---|

①は、取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をする場合に、監査役や監査委員などの同意を求めるものである。

②は、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化しようというものである。要綱案たたき台では、具体的に以下の事由が掲げられている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</li> <li>◇株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</li> <li>◇株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報する</li> </ul> |
|--|

<sup>9</sup> 金本悠希「自社株対価の買収に関する税制改正要望等」（2017年11月22日付大和総研レポート）なども参照。  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122\\_012480.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122_012480.html)

<sup>10</sup> もちろん、外国会社の国内子会社を「株式交付親会社」として実施することは可能であろう。また、要綱案たたき台や会社法制（企業統治等関係）部会資料21（2018年6月20日）を見る限り、対価として交付されるものが株式交付親会社の株式に限定されていないことから、株式交付親会社のさらに親会社の株式を用いるいわゆる「三角株式交付」としての利用の余地もあるように思われる。

ため請求を行ったとき。

◇株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

③は、全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実などに関する見直しである。

④～⑥は、登記に関わる見直しである。④は新株予約権の発行に伴う払込金額等の登記の要否（両論併記）、⑤は代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限、⑥は支店の所在地における登記の廃止が問題となっている。

⑦は、中間試案にはなかった項目である。政府が進める成年後見制度利用促進<sup>11</sup>の一環として、会社法上の取締役等の欠格条項から成年被後見人等を削除し、それに伴って必要となる制度上の手当て（成年被後見人等が取締役等に就任するための要件、成年被後見人がした取締役等の資格に基づく行為の法的効力など）を行うというものである<sup>12</sup>。会社法に限られないが、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっている」<sup>13</sup>との指摘を受けた見直しである。

<sup>11</sup> 厚生労働省ウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>）参照。

<sup>12</sup> 現在、衆議院で継続審査中の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」附則7条では「政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされている。

<sup>13</sup> 会社法制（企業統治等関係）部会第10回会議（2018年2月14日）参考資料40 成年後見制度利用促進委員会「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」p. 1。  
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900347.html>